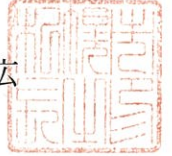


「令和 5 年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 5 年（2023 年）8 月 28 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
まちづくり政策局政策企画部企画課（広域連携担当）
電話（011）211-2281

2 公募型企画競争に付する事項

- (1) 業務名
令和 5 年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務
- (2) 業務内容
令和 5 年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務仕様書（以下「仕様書」という。）を参照のこと。なお、仕様書の内容は現時点での予定であり、今後打ち合わせの中で変更する可能性がある。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和 6 年 3 月 29 日（金）まで

3 参加資格

- (1) 札幌市の競争入札参加資格「物品・役務」のうち「一般サービス業」の登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有すること。
- (4) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付け財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置（以下「参加停止の措置」という。）を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの団体への関与が認められる者でないこと。
- (7) 自治体等において、過去に移住イベントを開催した業務実績があること。

4 申込方法

- (1) 企画提案書、参加意向申出書の提出期間
令和5年8月28日（月）から令和5年9月12日（火）17時00分まで
受付対応時間帯は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日。受付時間は8時45分から17時15分までとする。
- (2) 質問書の受付期限
令和5年9月5日（火）17時00分まで
- (3) 提出先
上記1のとおり。
- (4) 提出方法
郵送又は持参とする。

5 提案説明書の交付方法

令和5年8月28日（月）からまちづくり政策局政策企画部ホームページにて公開する。

6 選定方法

- (1) 一次審査（書類審査）
企画書その他提出書類を「令和5年度さっぽろ連携中枢都市圏移住促進業務」企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において審査する。なお、提案者が少数の場合は省略する場合がある。
- (2) 最終審査（ヒアリング）
実施委員会において、一次審査を通過した提案者（一次審査を省略した場合は全提案者）に対し、ヒアリングを実施の上、最低基準点（満点の6割をいう。）を超えた者のうち、実施委員会委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。総合得点が同点の企画提案があるときは、実施委員会の協議により、選定する。

7 その他

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者は失格とする。
 - ア 企画書その他提出書類の虚偽記載その他不正の行為をした者
 - イ 提案説明書に定める手続以外の方法により、実施委員会委員又は札幌市職員から助言、援助その他審査の公平性を疑われるような行為を受け、又は求めた者その他審査の公正性を害する行為をした者
 - ウ 本企画競争の手続期間中に参加停止の措置を受けた者
 - エ 提出した企画書その他提出書類に重大な瑕疵があると認められる者
 - オ 関係法令、提案説明書に定める事項等を遵守しない者
- (2) 提出できる企画書は、1提案者につき1式（A4、両面印刷、10枚以内）までとする。
- (3) 提出期限後の企画書の提出、再提出及び差替えは認めない。
- (4) 提出された企画書は返却しない。また、本企画競争の実施に必要な場合、提案者は、札幌市が企画書その他提出書類を利用（改変、複製等を含む。）することを許

諾するものとする。

- (5) 企画書その他本企画競争の実施に必要な書類の作成等に係る一切の費用は、提案者の負担とする。
- (6) その他詳細は提案説明書による。